

筑紫野市市制施行50周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用要領

(目的)

第1条 この要領は、筑紫野市市制施行50周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ（以下「ロゴマーク等」という。）を広く周知し、積極的に活用するため、必要な事項を定める。

(使用できる期間)

第2条 ロゴマーク等が使用できる期間は、令和4年2月10日から令和5年3月31日までとする。

(使用できる範囲)

第3条 使用できる範囲は、市民団体や企業、学校等が実施するイベントや各種印刷物、広告媒体及びホームページ・SNS等への掲載等とする。ただし、次の場合は使用できない。

- (1) 市の信用や品位を損なうような使用をする場合
- (2) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用する場合
- (3) 公序良俗に反する場合
- (4) その他、著しく不相当と認められる場合

(使用の届け出)

第4条 ロゴマーク等の使用に際しては、「筑紫野市市制施行50周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用届出書（様式第1号）」を市に提出する。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の規定による届出があったときは、審査の上、使用の承認又は不承認を決定し、「筑紫野市市制施行50周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用承認（不承認）通知書（様式第2号）」により届出者に通知するものとする。

(使用の取消し)

第6条 市長は、ロゴマーク等の使用に関し、不適切な使用を行っている又はそのおそれがあると判断した場合は、使用の承認を取消することができる。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、「筑紫野市市制施行50周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用承認取消通知書（様式第3号）」により使用者に通知するものとする。

(使用の方法)

第7条 ロゴマーク等の使用に際しては、筑紫野市が提供するデジタルデータを使用する。

(権利の帰属)

第8条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、筑紫野市に帰属する。

(その他)

第9条 「筑紫野市市制施行50周年記念事業」の記念式典、冠記念事業、特別記念事業については、第4条に定める手続きは必要ないものとする。

(施行期日)

この要領は、令和4年2月10日から施行する。